

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：内藤 晃 〒144-0041東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

客室アンケートをもとに機内盗撮行為の抑止に向けて前進！

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

～盗撮罪(仮称)の早期制定を法務大臣に要請！～

9月24日(木)、法務省で「第6回 性犯罪に関する刑事法検討会」が開催され、盗撮行為に対する処罰規定のあり方が議論されました。

航空連合は、本検討会の開催にあたり、客室乗務員を対象とした機内迷惑行為に関するアンケートの結果をもとに、法務大臣へ盗撮罪(仮称)の早期制定を要請しました。また、委員の上谷さくら弁護士が、航空連合のアンケート結果や提言をふまえ、職場の現状を発信し、盗撮罪(仮称)の必要性を主張しました。



【航空連合 客室乗務員アンケート (概要)】

- 2019年(第20期)4月から6月に実施し、約1,600件の回答。
- 「盗撮・無断撮影にあったことがある」の回答が22.1%、「断定できないが思う」の回答が39.5%。

→合計61.6%の客室乗務員が盗撮の経験、またはその可能性があることが明らかに。



【法務大臣への要請 (概要)】

- 盗撮行為は各都道府県で制定されている迷惑防止条例による処罰の対象となっているが、盗撮した時の航空機の飛行場所が特定できないことから、過去に盗撮者を処分保留で釈放したことがあり、航空機内での盗撮を取り締まる法令等は整備されていない。
- 航空機内での盗撮は、許しがたい行為であるうえに、安全と保安を担う客室乗務員の職務を妨げ、航空機内の安全阻害行為にまで発展する可能性がある。
- 加えて、乗客間における盗撮についても現行の法体系では同様の問題がある。
- 航空機内等での盗撮に対して、飛行している場所を問わず、全国一律の基準で厳格に対処することができる「盗撮罪(仮称)」の早期制定を強く求める。